

埋立処分終了から廃止までの間の維持管理の方法

埋立処分終了後、平成26年度内において、現況地盤高より0.8m盛土を施工して、土地所有者（名古屋港木材倉庫株式会社）に返還する。

管理棟、車庫、計量装置等は、26年度内において撤去する。

処分場内に発生する浸出水については、現在ある処理施設において処理し大江川まで送水する。

＊浸出水処理設備の維持管理方法

年間委託により浸出水処理設備の点検をする。

＊浸出水処理設備機能検査の実施

年間委託により維持管理上の基準により機能検査を実施する。

＊放流水の水質検査計画

放流水は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて水質検査を実施する。

ガスの排除のための通気装置

ガス抜き管にて通気を行い、6ヶ月に1回発生ガスの分析を実施する。

周縁地下水の水質点検の実施

年2回、観測井戸の水質検査を実施する。

施設点検について

毎年5月頃、遮水工、ガス抜き施設、浸出液処理施設等の処分場施設全般にわたって維持管理点検を行い、点検結果を記録すると共に異常が発見された場合は適正な処置をする。

大雨・大地震発生時には、その都度点検を実施する。